# 接続約款変更届出書

2023年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 〒102-0072

住 所 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号

氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 竹澤 浩

登録年月日 平成20年7月1日

登録番号 第335号

法人番号 2010401075423

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日 令和5年3月7日

### 電気通信事業法第 34 条第2項に基づく第2種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

<本文>

(略)

< 準用する特定携帯電話事業者約款>

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

新

	2C - 1141 - 1171	HH 10. C 10		-	2713 0 0	, 0
用語	用	語	の	意	味	
1~49 (略)	(略)					
50 サービス制御装置	<u>携帯電話の</u> <u>装置</u>	端末の認	証等を行	うために	こ用いられ	<u>เる</u>
<u>51</u> ~ <u>63</u> (略)	(略)					

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能 O O X Y 自動接続回線管理機能 V は直収パケット接続サービス制御装置連携機能 の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L PWA 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者(M V N O サービスを提供する者に限ります。)自らが電気通信番号を取得する場合については、この限りではありません。

2 (略)

3 (略)

(電話リレーサービス料の支払義務)

第 68 条の2の2 協定事業者は、第 65 条の2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能 OOXY自動接続回線管理機能 Vは直収パケット接続サービス制御装置連携機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者(MVNOサービスを提供する者に限ります。)自らが電気通信番号を取得する場合につ

<本文>

(略)

<準用する特定携帯電話事業者約款>

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

	- +> 1/3/1941 = 00	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		> 713 HD 101 C 1		M - 2 1 1 1 1 1	7 12 713 0 0	, 0
	用	語	用	語	の	意	味	
	1~49(略)		(略)					
ſ								
Ī	51~62 (略)		(略)					
	<u>51</u> ~ <u>62</u> (略)		(略)					

IΒ

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 68 条の2 協定事業者は、第 65 条の2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能)に規定する直収パケット接続回線管理機能又は O O X Y 自動接続回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 B W A 事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。

2 (略)

3 (略)

(電話リレーサービス料の支払義務)

第 68 条の2の2 協定事業者は、第 65 条の2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能 又は 0 0 X Y 自動接続回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L PWA契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。

いては、この限りではありません。

2 (略)

3 (略)

### 第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の 適用については、第65条(従量制の網使用料の支払義務)及び第65条の2(定額制の網 使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

新

網使用料の適用	
(1)~(6)(略)	(略)
<u>(7) 直収パケット接続</u>	ア 直収パケット接続サービス制御装置連携機能
サービス制御装置連携機	<u>に係る網使用料については、日割りは行いません。</u>
能に係る網使用料の取扱	イ 歴月の末日の契約者回線に応じて支払を要す
U	るものとします。ただし、契約者回線ごとに、初
	月の支払は要しないものとし、解約月の支払は要
	するものとします。

#### 2 料金額

2-1~2-8 (略)

2-9 直収パケット接続サービス制御装置連携機能

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>	<u>備考</u>
直収パケット接続サービス	1契約回線ごとに	38円	月額
制御装置連携機能			

### 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

(略)

#### 2 料金額

2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)

	7 7 7 12 120 120 110	10011110111		
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・B	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの	10Mbps のもの	225, 692円	月額
WA電波連携 分)	間に限り適用し ます。	10Mbps を超える1M bpsごとに	22, 569円	月額
	令和4年4月1 日から令和5年	1 0 M b p s のもの	211,825円	月額

2 (略)

3 (略)

### 第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第65条(従量制の網使用料の支払義務)及び第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

IΒ

網使用料の適用						
(1)~(6)(略)	(略)					

2 料金額

2-1~2-8 (略)

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

(略)

2 料金額

2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・B	· ·	10Mbps のもの	225, 692円	月額
WA電波連携 分)	間に限り適用します。	10Mbps を超える1M bpsごとに	22, 569円	月額
	令和4年4月1 日から令和5年	1 0 M b p s のもの	211,825円	月額

		新					IΒ		
	3月31日までの 間に限り適用し	10Mbps を超える1M	21, 182円	月額		3月31日までの 間に限り適用し	を超える 1 M	21, 182円	
	ます。 令和5年4月1 日から令和6年		131,067円	月額		ます。 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年	·	181, 434円	
	3月31日までの 間に限り適用し ます。	10Mbps を超える1M	<u>13, 106円</u>	月額		3月31日までの 間に限り適用し ます。		<u>18, 143円</u>	_
	う 令和6年4月1	を旭える「M bpsごとに 10Mbps	110, 491円	月額		まり。     令和6年4月1	を超える「M bpsごとに 10Mbps	153, 007円	$\vdash$
	日から令和7年3月31日までの	のもの		D 45		日から令和7年3月31日までの			
	間に限り適用し ます。	10Mbps を超える1M bpsごとに	11,049円	月額		間に限り適用します。	10Mbps を超える1M bpsごとに	<u>15, 300円</u>	
	<u>令和7年4月1</u> 日から令和8年 3月31日までの	<u>10Mbps</u> <u>のもの</u>	102,009円	<u>月額</u>		(新設)	<u>(新設)</u>	(新設)	_(
	間に限り適用し <u>ます。</u>	10Mbps を超える1M bpsごとに	10, 200円	<u>月額</u>			(新設)	<u>(新設)</u>	(
-102 LT	ー E直収パケット接続ホ		携帯電話・BWA®	電波連携分)	2-102 LTE	直収パケット接続	機能(LPWA、	携帯電話・BWA 🖥	電波
区分	適用対象期間	単 位	料金額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料金額	
	X27/117/1 SX/V/11F1		,	J		X2713713 X177111-1		村 並 領	
LTE直収パケット接続機能	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの	1 0 M b p s	225, 692円	月額	LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携	令和3年4月1 日から令和4年	·	225, 692円	
LTE直収パケット接続機能	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの	10Mbps のもの 10Mbps を超える1M			ット接続機能	令和3年4月1 日から令和4年	のもの 1 0 M b p s を超える 1 M		
LTE直収パケ ット接続機能 (LPWA、携 帯電話・BWA	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用し	1 0 M b p s のもの 1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	225, 692円	月額	ット接続機能 (LPWA、携 帯電話・BWA	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用し	のもの 1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	225, 692円	
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携 帯電話・BWA	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用し ます。 令和4年4月1 日から令和5年	1 0 M b p s のもの 1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	225, 692円	月額	ット接続機能 (LPWA、携 帯電話・BWA	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの間に限り適用します。 令和4年4月1 日から令和5年	のもの 10Mbps を超える1M bpsごとに 10Mbps のもの	225, 692円	

		新					IΒ		
	間に限り適用します。	10Mbps を超える1M bpsごとに	13, 106円	月額		間に限り適用します。	10Mbps を超える1M bpsごとに	<u>18, 143円</u>	月
	令和6年4月1 日から令和7年 3月31日までの	10Mbps のもの	<u>110, 491円</u>	月額		令和6年4月1 日から令和7年 3月31日までの	•	153, 007円	月
	間に限り適用します。	10Mbps を超える1M bpsごとに	11,049円	月額		間に限り適用します。	10Mbps を超える1M bpsごとに	15,300円	月
	<u>令和7年4月1</u> <u>日から令和8年</u> 3月31日までの	10Mbps <u>のもの</u>	102,009円	<u>月額</u>		(新設)_	<u>(新設)</u>	_(新設)_	<u>(新記</u>
	<u>間に限り適用します。</u>	10Mbps <u>を超える1M</u> bpsごとに	10, 200円	<u>月額</u>			(新設)	(新設)	_(新訂
2-103 5G	(NSA方式)直収A	パケット接続機能	(携帯電話・BW <i>A</i>	A電波連携分)	2-103 5G	(NSA方式)直収	パケット接続機能	(携帯電話・BW)	A電波連
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備
式)直収パケッ	i (NSA方 令和3年4月1 10Mbps 直収パケッ 日から令和4年 のもの	225, 692円	月額	5 G (NSA方 式) 直収パケッ	令和3年4月1 日から令和4年	•	225, 692円	月	
ト接続機能(携	3月31日までの	0,40)			ト接続機能(携		0,40		
ト接続機能(携 帯電話・BWA 電波連携分)		10Mbps を超える1M	22, 569円	月額		3月31日までの	10Mbps を超える1M	22, 569円	月
帯電話・BWA	3月31日までの 間に限り適用し	1 0 M b p s	22, 569円 211, 825円	月額月額	ト接続機能(携 帯電話・BWA	3月31日までの 間に限り適用し	1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	22, 569円	
帯電話・BWA	3月31日までの間に限り適用します。 令和4年4月1日から令和5年	1 O M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 O M b p s のもの 1 O M b p s を超える 1 M	,		ト接続機能(携 帯電話・BWA	3月31日までの 間に限り適用します。 令和4年4月1 日から令和5年	1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s のもの 1 0 M b p s を超える 1 M	,	月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
帯電話・BWA	3月31日までの 間にます。 令和4年4月1日 3月31日までの 1日から日は でのします。 令のでします。 令のでします。 令のでします。 1日から 1日から 1日から 1日から 1日から 1日から 1日から 1日から	10Mbps を超える1M bpsごとに 10Mbps のもの	211, 825円	月額	ト接続機能(携 帯電話・BWA	3月31日までの 間に限り適用します。 令和4年4月1 日から令和5年3月31日に限り適用します。 令和5年4月1 日から令和6年	1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s のもの 1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	211,825円	月月
帯電話・BWA	3月31日までの間にます。 令和4年4月1日から令のではある。 令和5年3月31日までの間にます。 令和5年4月1	1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s のもの 1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	211, 825円 21, 182円	月額	ト接続機能(携 帯電話・BWA	3月31日までの 間に限り適用します。 令和4年4月1 日から令和5年 3月31日までの 間に限り適用します。 令和5年4月1	1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s のもの 1 0 M b p s を超える 1 M b p s ごとに 1 0 M b p s	211, 825円 21, 182円	月

	新		
	日までの 10Mbps り適用し を超える1M bpsごとに	<u>11, 049円</u>	月額
日から	年4月1 令和8年 日までの 10Mbps のもの	102,009円	<u>月額</u>
間に限り <u>ます。</u>	り適用し <u>を超える1M</u> <u>bpsごとに</u>	10, 200円	<u>月額</u>

# 2-2 直収パケット接続回線管理機能

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
直収パケット接 続回線管理機能	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用し ます。		78円	月額
	令和4年4月1 日から令和5年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	1 契約者回線 ごとに	78円	月額
	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 間に限り適用し ます。		<u>77円</u>	月額
	令和6年4月1 日から令和7年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	2112 13	<u>76円</u>	月額
	令和7年4月1 日から令和8年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>74円</u>	<u>月額</u>

	IΒ		
3月31日までの 間に限り適用し ます。		15, 300円	月額
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

(新設)

# 2-2 直収パケット接続回線管理機能

区 分	適用対象期間	単 位	料金額	備考
直収パケット接 続回線管理機能	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	1契約者回線ごとに	78円	月額
	令和4年4月1 日から令和5年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	1契約者回線 ごとに	78円	月額
	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	1契約者回線 ごとに	<u>76円</u>	月額
	令和6年4月1 日から令和7年 3月31日までの 間に限り適用し ます。	1 契約者回線 ごとに	<u>75円</u>	月額
	(新設)	_(新設)_	(新設)	_(新設)_

(新設)

新	В

# 別表1 接続により提供する機能

# 1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	(略)	(略)
オプション機能接	(略)	(略)
続機能		
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続機能(携帯		
電話・BWA電波		
連携分)		
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続機能(LP		
WA、携帯電話・		
BWA電波連携		
分)	/ m& \	/ m& \
5G(NSA)直	(略)	(略)
│収パケット接続機 │能(携帯電話・B		
WA電波連携分)		
直収パケット接続	(略)	(略)
回線管理機能	(#1)	(#47
直収パケット接続	特定接続サービスの契約者回線	MVNOサービス契
サービス制御装置	に係る端末の認証等を協定事業	約以外の契約者回線
連携機能	者が利用する電気通信設備と連	は利用できません。
	携するとともに網使用料を請求	<u>LTE直収パケット</u>
	<u>する機能</u>	接続機能(携帯電
		<u>話・BWA電波連携</u>
		<u>分)、LTE直収パ</u>
		ケット接続機能(L
		PWA、携帯電
		話・BWA電波連携
		<u>分)及び5G(NS</u>
		A 方式)直収パケ
		ット接続機能(携帯 電話・BWA電波連
		携分)での利用が可
		能です。
MNP転送機能	(略)	(略)

# 別表1 接続により提供する機能

## 1-1 基本接続機能

1-1 基本接続機機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	(略)	(略)
オプション機能接	(略)	(略)
続機能		
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続機能(携帯		
電話・BWA電波		
連携分)		
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続機能(LP		
WA、携帯電話・		
BWA電波連携		
分)		
5G(NSA)直	(略)	(略)
収パケット接続機		
能(携帯電話・B		
WA電波連携分)		
直収パケット接続	(略)	(略)
回線管理機能		

	利	
MNP機能	(略)	(略)
文字メッセージ通	(略)	(略)
信接続機能		
OOXY自動接続	(略)	(略)
機能		
OOXY自動接続	(略)	(略)
回線管理機能		

弘

# 1-2 個別占有的接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続装置機能	(wa)	(
(携帯電話・BW		
A電波連携分)		
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続装置機能	(wa)	(
(LPWA、携帯		
電話・BWA電波		
連携分)		
5G(NSA方	(略)	(略)
式)直収パケット	\#H <i>/</i>	\ML/
接続装置機能(携		
帯電話・BWA電		
波連携分)		
LTEGTP接続	(略)	(略)
利用機能(携帯電	WH?	\
話・BWA電波連		
携分)		
LTEGTP接続	(略)	(略)
利用機能(LPW		
A、携帯電話・B		
WA電波連携分)		
5G(NSA方	(略)	(略)
式)GTP接続利		
用機能(携帯電		
話・BWA電波連		
携分)		
直収パケット接続	当社が定める信号方式により当	MVNOサービス契
サービス制御装置	社のサービス制御装置と協定事	約以外の契約者回線
連携利用機能	業者の電気通信設備との間の通	は利用できません。
	信を行うために必要となる装置	<u>LTE直収パケット</u>

MNP転送機能	(略)	(略)
MNP機能	(略)	(略)
文字メッセージ通	(略)	(略)
信接続機能		
OOXY自動接続	(略)	(略)
機能		
OOXY自動接続	(略)	(略)
回線管理機能		

旧

# 1-2 個別占有的接続機能

· 2 [[]]] [] [] []		
機能の区分	機能の内容	備考
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続装置機能		
(携帯電話・BW		
A電波連携分)		
LTE直収パケッ	(略)	(略)
ト接続装置機能		
(LPWA、携帯		
電話・BWA電波		
連携分)		
5G(NSA方	(略)	(略)
式)直収パケット		
接続装置機能(携		
帯電話・BWA電		
波連携分)		
LTEGTP接続	(略)	(略)
利用機能(携帯電		
話・BWA電波連		
携分)		
LTEGTP接続	(略)	(略)
利用機能(LPW		
A、携帯電話・B		
WA電波連携分)		
5G(NSA方	(略)	(略)
式)GTP接続利		
用機能(携帯電		
話・BWA電波連		
携分)		

新	IB
接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能 (上PWA、携帯電話・BWA電波連携分)及び5G (NSA 方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。	文字メッセージ通 (略) (略) (略) 接続機能

### 技術的条件の新旧対照

新 IΒ 技術的条件集 目次 技術的条件集 目次 技術的条件集 技術的条件集 第2章 携帯別接続条件 第2章 形態別接続条件 第1節~第7節 (略) 第1節~第7節 (略) 第8節 対直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様 第36条 網構成 第37条 接続方式 第38条 その他接続に必要な事項 別表 1~別表 17 (略) 別表 1~別表 17 (略) 技術的条件集別表(対直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様) 別表 18. 対直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様 (用語の定義) (用語の定義) 第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用す 第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用す ることを示す。 ることを示す。 用 語 用 用  $\mathcal{O}$ 意 味 用 語 味  $(1) \sim (7)$  (略) (略)  $(1) \sim (7)$  (略) (略) (8) 直接協定事業者H 直接協定事業者がHSS接続する時に適用するイ SS接続用インタフェ ンタフェース種別 (9) ~ (41) (略) (略) (略) (8) ~ (40) (略) 当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の (42) H S S (Home Subscriber Server) 加入者認証処理装置 (43) E I R (Equipment 当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の Identity Register) 端末認証処理装置 直接協定事業者網とHSS相互接続する当社移動 (44) DEA (Diameter Edge Agent) 体網の信号処理用の中継装置もしくは当社移動体 網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証 処理装置 直接協定事業者網とHSS相互接続する当社移動 (45) MME (Mobility 体網の端末移動管理装置 Management Entity)

### (標準的な接続箇所)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。

		77-7-7	D4. 1 . 4	2 (1) = []	. , , .		- / - 0			
	用		語		用	語	の	意	味	
(	(1)	(略)		(略)						
(	(2)	直収パケ	ット交換	技術的	的条件集	第2章	第5節 <mark>、</mark>	第7節、	第8節に規	定
機	に接	続される	帯域制御	すると	ころに	よる。				
装	置									
(	(3)	(略)		(略)						

### 第8節 対直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様

#### (網構成)

- 第36条 当社移動体網と直接協定事業者網との接続に関わる構成は次のとおりとします。
- (1) 本則の対象は、接続約款に定める、LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BW <u>A電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携</u>帯電話・BWA電波 連携分)又は5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連 携分)に関する直接協定事業者とします。
- (2) 当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS、EIR及びDEAとの接続は、 本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (3) 当社移動体網と直接協定事業者網は、直接協定事業者側回線終端装置を介して「直収パケット交換機に接続される帯域制御装置」とWANによって接続され、相互接続点は「直収パケット交換機に接続される帯域制御装置」と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子とします。

#### (接続方式)

- 第37条 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、次のとおりとします。
- (1) 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、IP接続方式を適用します。
- (2) 当社移動体網と直接協定事業者網間の通信経路については、冗長構成を採ることができます。
- (3) 信号方式のプロトコルは、Diameter (IETF RFC 6733) で提供します。
- (4) 当社移動網との接続方式に関する詳細は、別表 18 に定めるとおりとします。

#### (その他接続に必要な事項)

- 第38条 当社移動体網と直接協定事業者網間で、その他接続に必要な事項は次のとおりとします。
- (1) 直接協定事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他接続に必要な事項のう

旧

### (標準的な接続箇所)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。

用	語	用	語	の	意	味	
(1)(略)		(略)					
(2) 直収バ	『ケット交換	技術的条件	集第 2 章 <mark>9</mark>	<u> </u>	第5節に規	見定するとこ	ľ
機に接続され	る帯域制御	ろによる。					
装置							
(3)(略)		(略)					

<u>ち細目に渡るものについては、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する</u> こととします。

(2) 当社が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が 維持されず、直接協定事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合がありま すが、当社は一切の責を負いません。

技術的条件集別表-18 直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様

### 1. 概説

本別表は、当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるプロトコル仕様を規定する。

### 1. 1 規定範囲

本別表は、当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるプロトコルに関する仕様を規定する。

### 1. 2 システム構成

システム構成図(概略)を以下に示す。

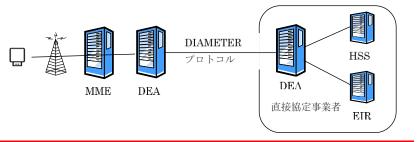
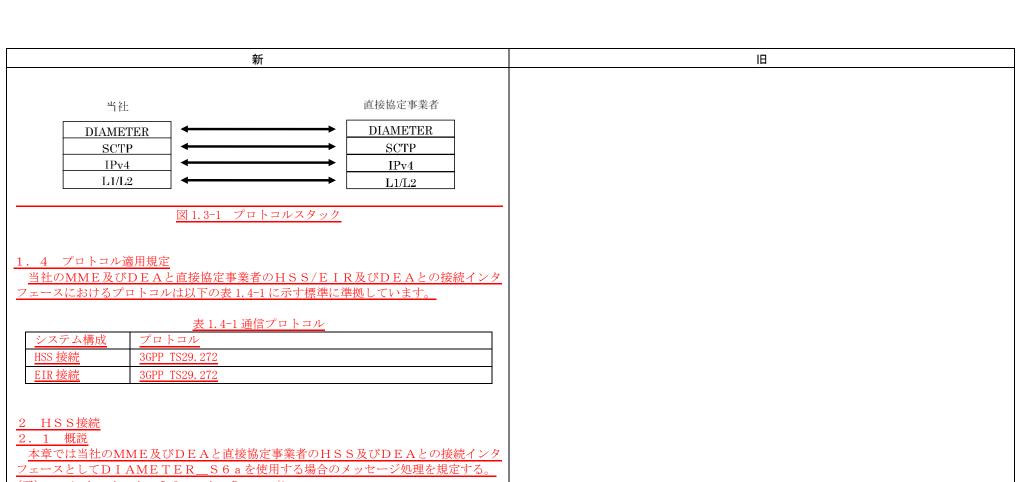


図 1.2-1 システム構成図

# 1. 3 プロトコルスタック

1. 2に示したシステム構成におけるプロトコルスタックを以下に示す。 なお、DIAMETERレイヤは、シングルホーミングでの接続とする。 旧



- (ア) Authentication-Information-Request/Answer
- (イ) Update-Location-Request/Answer
- (ウ) Cancel-Location-Request/Answer
- (工) Purge-UE-Request/Answer
- (オ) Notify-Request/Answer
- (カ) Insert-Subscriber-Data-Request/Answer
- (キ) Delete-Subscriber-Data-Request/Answer
- (ク) Reset-Request/Answer

### 2. 2 コネクション

当社のMMEと直接協定事業者のHSSとのDIAMETER\_S6aをやり取りするために、両社のDEA間でDIAMETERリンクを接続する必要がある。なお、接続にあたっての構成は協議の上、決定することとする。

### 旧

# (1) タイマ及びリクエスト送信回数

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるSCTPおよびDIAMETERプロトコルのタイマ、メッセージ再送回数を提示し、協議の上、決定することとする。なお、当社側DEAの設定値は以下の通りとなる。

表 2.2-1 SCTP タイマ

表 2. 2-1 SCTP タイマ	値	備考
Retransmit Initial Timeout[ms]	<u>但</u> 500	<u>1佣 石</u>
Retransmit Minimum Timeout[ms]	<u>500</u>	
Retransmit Maximum Timeout[ms]	<u>1500</u>	
Retransmit Maximum Timeout for INIT[ms]	=	
Number of Retransmit Triggering Path Failure	<u>5</u>	
Number of Retransmit Triggering Assoc Failure	<u>10</u>	
Number of Retransmit Triggering Init Failure	8	
SACK Delay[ms]	200	
SCTP Heartbeat Interval[s]	1500	
Maximum Burst	4	
Max Number of Inbound Streams	17	
Max Number of Outbound Streams	<u>17</u>	
Socket End Buffer Size[bytes]	Send:5242880/	
	Recv: 15728640	
Datagram Bundling Enabled	_	
Bundling timer	_	
Maximum Transmission Unit (MTU)	<u>1500</u>	

# 表 2.2-2 DIAMETER タイマ

	<u>値</u>	備考
Watch dog interval[s]	<u>8</u>	
No. of Retries (Watch dog)	<u>3</u>	
No. of Retries	<u>0</u>	
Retry interval	_	
Answer Timer[s]	<u>20</u>	

# 2. 3 DIAMETERメッセージ

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER\_S6aのメッセージ内容(AVP設定内容)については、協議の上、決定することとする。

表 2.3-1 S6a メッセージ

メッセージ	メッセージ方向	備考
Authentication-Information-Request	当社MME→直接協定事業者HSS	
Authentication-Information-Answer	当社MME←直接協定事業者HSS	
<u>Update-Location-Request</u>	当社MME→直接協定事業者HSS	
<u>Update-Location-Answer</u>	当社MME←直接協定事業者HSS	
Cancel-Location-Request	当社MME←直接協定事業者HSS	
Cancel-Location-Answer	当社MME→直接協定事業者HSS	
Purge-UE-Request	当社MME→直接協定事業者HSS	
Purge-UE-Answer	当社MME←直接協定事業者HSS	
Notify-Request	当社MME→直接協定事業者HSS	
Notify-Answer	当社MME←直接協定事業者HSS	
Insert-Subscriber-Data-Request	当社MME←直接協定事業者HSS	
Insert-Subscriber-Data-Answer	当社MME→直接協定事業者HSS	
Delete-Subscriber-Data-Request	当社MME←直接協定事業者HSS	
<u>Delete-Subscriber-Data-Answer</u>	当社MME→直接協定事業者HSS	
Reset-Request	当社MME←直接協定事業者HSS	
Reset-Answer	当社MME→直接協定事業者HSS	

### 3 EIR接続

#### 3. 1 概説

本章では当社のMME及びDEAと直接協定事業者のEIR及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER\_S13を使用する場合のメッセージ処理を規定する。

(ア) ME-Identity-Check-Request/Answer

### 3. 2 コネクション

当社のMMEと直接協定事業者のEIRとのDIAMETER\_S13をやり取りするために、両社のDEA間でDIAMETERリンクを接続する必要がある。なお、接続にあたっての構成は協議の上、決定することとする。

# (1) タイマ及びリクエスト送信回数

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるTCP/SCTPおよびDIAMETERプロトコルのタイマ、メッセージ再送回数は協議の上、決定することとする。なお、当社側DEAの設定値は、表 2. 2-1、

旧

新	IB
2. 2-2 を参照。	
3. 3 DIAMETERメッセージ 当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER_S13のメッセージ内容(AVP設定内容)については、協議の上、決定することとする。	
表 3. 3-1 S13 メッセージ  メッセージ メッセージ方向 備考  ME-Identity-Check-Request 当社 MME→直接協定事業者 EIR  ME-Identity-Check-Answer 当社 MME←直接協定事業者 EIR	
4. 接続監査機能         4. 1 概説         直接協定事業者のHSSで設定する許容APNについて、Wildeard設定は許容         せず、個別のAPN設定をすることとし、当社においては、適切にAPNが設定されていることを監査する機能を具備している。         なお、HSSで設定する許容APN数は、合計8個以下でなければならない。	